

予約不要・相談無料・秘密厳守



調停手続相談

裁判所調停委員・弁護士が、調停制度と手続きについてのご相談に応じます。

離婚 財産分与 年金分割 婚姻費用 養育費 親子交流
遺産相続 金銭貸借 賃貸借 交通事故 土地 建物 その他

※事前予約不要、直接各会場にお越しください。尚、調停手続相談では訴訟中や調停中の事件についてのご相談や、法律的判断を必要とするご相談には応じられません。

開催日時 & 会場

時間：午前 10 時～午後 3 時 受付：午後 2 時 30 分まで

※気象等の特別警報が出た場合は中止することもあります。

I

佐 倉

2026年10月3日（土）

会場：ミレニアムセンター佐倉 3 階

佐倉市宮前 3-4-1：京成佐倉駅北口

II

成 田

2026年10月17日（土）

会場：もりんぴあこうづ

（公津の杜コミュニティセンター）

成田市公津の杜 4 丁目 8 番地

京成公津の杜駅徒歩 5 分

□主催：佐倉調停協会

□後援：最高裁判所 千葉地方裁判所 千葉家庭裁判所 千葉県

□問合せ先：☎ 043-484-1215（千葉家庭裁判所 佐倉支部 庶務課）

※調停手続相談に関する問合せである旨、お申し出ください。